

## 第二集会所使用料金表

平成26年6月1日

使用時間 室名	午前	午後	夜間	全日
	9:00 ~13:00	13:00 ~17:00	17:00 ~21:00	9:00 ~21:00
2階 大広間(全)48畳	2,200	2,200	2,400	5,000
(A) 15畳	1,300	1,300	1,400	3,000
(B) 20畳	900	900	1,000	2,000
1階 会議室 25畳	1,100	1,100	1,200	2,600
和室 12.5畳	500	500	600	1,400
洋間 6畳	400	400	500	1,200
調理室 10畳	1,000	1,000	1,100	2,400
(ガス未使用・会議のみ)	600	600	700	1,600

## (注意事項)

使用に当たっては、管理規則第2条(目的)、第8条(使用許可の制限)、第9条(使用者の遵守事項)及び第10条(損害の補償)に反することのないよう留意すること。

## (特別料金)

- \* 羽曳が丘町会連合会所属以外の町会が使用する場合 100%
- \* 塾の経営その他指導者が報酬(月謝)を受けている場合 200%
- \* 羽曳が丘町会連合会に所属する町会以外の各種団体等(個人含)が使用する場合 200%
- \* 業者が営業・宣伝のために使用する場合 300%
- \* 1階和室は老人憩いの家として毎日午前9時(日曜・祝日は午前10時)より午後4時30分まで老人の使用に供した場合は無料とする。(維持管理費200円必要)
- ただし、申込等の諸手続は所定の用紙にて行うこととする。
- \* 連合会役員会、理事会及び連合会に所属する町会が、町会役員会や町会総会で使用の場合は無料とする。
- また、緊急避難の場合も同様の扱いとする。